

官報

号外

昭和五十六年五月七日

○第九十四回 衆議院會議録 第二十三号

昭和五十六年五月七日(木曜日)

○議日程 第二十一号

昭和五十六年五月七日

午後一時開議

第一 脱税に係る罰則の整備等を図るための国
税関係法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第二

昭和五十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十條に基づき経費
増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書(その2)

(承諾を求
めるの件)

第三

昭和五十四年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その1)
昭和五十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その1)
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十條に基づき経費
増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書(その1)

(承諾を求
めるの件)

第四

昭和三十四年度一般会計国庫債務負担
行為総調書(その2)

第五

昭和四十四年度以後における農林漁業団
体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

○本日の會議に付した案件

日程第一 脱税に係る罰則の整備等を図るた
めの国税関係法律の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第六

(内閣提出)
昭和四十四年度以後における私立学校教
職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内
閣提出)

第二

昭和五十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その2)
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十條に基づき経費
増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書(その2)

(承諾を求
めるの件)

第三

昭和五十四年度一般会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その1)
昭和五十四年度特別会計予
備費使用総調書及び各省各
庁所管使用調書(その1)
昭和三十四年度特別会計予
算総則第十條に基づき経費
増額総調書及び各省各庁所
管経費増額調書(その1)

(承諾を求
めるの件)

第四

昭和三十四年度一般会計国庫債務負
担行為総調書(その2)

第五

昭和四十四年度以後における農林漁
業団体職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

関する法律等の一部を改正する法律案(内閣
提出)

日程第六 昭和四十四年度以後における私立学
校教職員共済組合からの年金の額の改定に
関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提
出)

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

日程第一 脱税に係る罰則の整備等を図るた
めの国税関係法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、脱税に係る罰則の
整備等を図るための国税関係法律の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。大蔵委員長綿貫民輔
君。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係
法律の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔綿貫民輔君登壇〕

○綿貫民輔君 たいま議題となりました脱税に
係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一
部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会に
おける審査の経過並びに結果を御報告申し上げま
す。

まず、本案の概要について申し上げますと、本
案は、税務執行面における租税負担の公平の確保
に資するため、次のような措置を講じようとする
ものであります。

第一に、偽りその他不正の行為により免れた国
税に係る更正、決定等の制限期間を五年から七年
に延長するとともに、これに伴って、その国税の
徴収権について、最長二年の範囲内で更正、決定
等の日まで時効が進行しないこととするものであ
ります。

第二に、直接税の脱税犯に係る法定刑の長期を
間接税のそれに合わせ、三年から五年に引き上
げることとあります。

第三に、国税の納税者の代理人等が、その納税者
の業務等に関して脱税に係る違反行為をした場合

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)外六件

七七六

には、いわゆる両罰規定により納税者も罰金刑に処せられることとされておりますが、その罰金刑に係る公訴時効期間を、その代理人等に係る罪である懲役刑の公訴時効期間によることとするものであります。

本条につきましては、去る四月十七日渡辺大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、慎重な審査を行いました。その詳細は会議録に載ることといたします。

かくして、同月二十四日質疑を終了いたしましたところ、正森成二君外一名から、日本共産党提案に係る修正案が提出され、趣旨の説明があった後、討論を行い、採決いたしました結果、修正案は少数をもって否決され、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しましては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十五年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)
昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)
昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔森下元晴君登壇〕

○森下元晴君 ただいま議題となりました各件について、決算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

これは、財政法の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。そのうち、昭和五十四年度分は、昭和五十五年一月から三月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、災害対策経費及び義務的経費等二十二件で、その金額は二百二十一億五千四百万円余であります。

特別会計予備費は、外国為替資金特別会計等七特別会計の十件で、その金額は合計三百三十四億五千九百万円余であります。

特別会計予備費第十條に基づく経費増額は、郵便貯金特別会計等五特別会計の五件で、その金額は合計九百三十六億一千九百万円余であります。

次に、昭和五十五年度分は、昭和五十五年四月から十二月までの間に使用が決定されたもので、一般会計予備費は、水田利用再編対策に必要な経費等四十五件で、その金額は一千三百九十九億九千五百万円余であります。

特別会計予備費は、食糧管理特別会計等三特別会計の三件で、その金額は合計百一億七千万円余であります。

特別会計予備費第十條に基づく経費増額は、国民年金特別会計等四特別会計の六件で、その金額は合計二百三十六億二千五百万円余であります。

次に、国庫債務負担行為について申し上げます。

本件は、昭和五十四年度発生河川等災害復旧事業費補助に百四億二千七百万円を限度として債務負担行為をすることとしたものであります。

委員会におきましては、昭和五十四年度の予備費等及び国庫債務負担行為は昨年十二月二十六日、昭和五十五年度予備費等は本年二月二十七日にそれぞれ付託され、去る四月二十七日大蔵大臣から説明を聴取した後、質疑を行いました。

質疑終了後、予備費等を討論に付し、自由民主党及び民社党・国民連合は各々に賛成、日本社会党及び公明党・国民会議は各々に反対、日本共産党は、両年度一般会計予備費、昭和五十四年度特別会計予備費及び昭和五十五年度特別会計予備費第十條に基づく経費増額に反対、他の二件には賛成の意見を、それぞれ表明しました。

次いで、採決の結果、各件は、いずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

次に、国庫債務負担行為については、採決の結果、全会一致をもって異議がないと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第二の三件中、昭和五十四年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)及び昭和五十四年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その2)の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三のうち、昭和五十四年度特別会計予備費第十條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三の三件中、昭和五十五年度一般会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)及び昭和五十五年度特別会計予備費第十條に基づく経費増額總調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)の両件を一括して採決いたします。

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

次に、日程第三のうち、昭和五十五年度特別会計予備費使用總調書及び各省各庁所管使用調書(その1)につき採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成

の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。次に、日程第四につき採決いたします。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

日程第五 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第五、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長田邊國男君。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔田邊國男君登壇〕

○田邊國男君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、農林漁業団体職員共済組合からの年金の給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既載

定年金の額の改定、年金の最低保障額の引き上げ、掛金及び給付の額の算定基礎となる標準給与の月額の上下限の引き上げ、遺族の範囲の見直し並びに寡婦加算の額の引き上げ等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、四月二十二日亀岡農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、審査の結果、同二十八日質疑を終了いたしました。

次いで、委員長より、原案において「昭和五十六年四月一日」と定められております施行の期日を「公布の日」に改める等の修正案を提出し、直ちに採決に入りましたところ、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第六、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長三ツ林弥太郎君。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林弥太郎君登壇〕

○三ツ林弥太郎君 ただいま議題となりました昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額につきまして、国・公立学校教職員共済組合からの年金の額に準じて増額いたしますとともに、私立学校教職員の掛金等の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等を行うこととするもので、本年四月一日から施行することとしたしております。

本案は、去る三月十八日当委員会に付託され、四月二十二日田中大臣より提案理由の説明を聴取し、四月二十四日質疑を終了いたしました。

次いで、昨五月六日中村喜四郎君から、本法律案の施行期日はすでに経過しているのを、これを公布の日から施行することに改め、これに伴う所要の経過措置を講じようとする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

て、本案は委員長報告のとおり決しました。

○鹿野道彦君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 鹿野道彦君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長山下徳夫君。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山下徳夫君登壇〕

○山下徳夫君 ただいま議題となりました廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和三十八年度以来四次にわたり実施されてきた廃棄物処理施設の整備計画に引き続き、昭和六十年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

措置を講じようとするものであります。

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

午後二時二十四分散会

出席閣僚大臣

大蔵大臣 渡辺美智雄君
文部大臣 田中 龍夫君
厚生大臣 園田 直君
農林水産大臣 亀岡 高夫君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十四日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
アフリカ開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件
一次産品のための共通基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター

を設立する協定の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十年の議定書の締結について承認を求めるの件

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

石油備蓄法の一部を改正する法律
輸出保険法の一部を改正する法律

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律
恩給法等の一部を改正する法律

一、去る四月二十四日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、次の通知書を受領した。
内閣参総第五七号
昭和五十六年四月二十四日
衆議院議長 福田 一殿
参議院議長 福田 一殿

私は、来る五月四日(月)午後二時三十分羽田空港出発、五月十日(日)午後十時三十分同空港着帰国の予定でアメリカ合衆国及びカナダを訪問いたしますので、御通知いたします。

一、去る四月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の系統及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
一、去る四月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
新技術開発事業団法の一部を改正する法律
公衆電気通信法の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)
一、去る四月二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和五十五年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和五十六年度において講じようとする中小企業施策についての文書
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

大蔵委員

今校 敬雄君
森田 一君
山中 貞則君
与謝野 馨君
玉置 一弥君
小波 三郎君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君
今校 敬雄君
森田 一君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和五十五年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和五十六年度において講じようとする中小企業施策についての文書
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

上草 義輝君
渡部 行雄君
石原慎太郎君
石原慎太郎君
下平 正一君
渡部 行雄君

地方行政委員
下平 正一君
渡部 行雄君

池田 淳君
白井日出男君
森田 一君
白井日出男君
池田 淳君

法務委員
下平 正一君
渡部 行雄君

外務委員
下平 正一君
渡部 行雄君

石原慎太郎君
飛鳥田一雄君
大久保直彦君
吉浦 忠治君
上草 義輝君
飛鳥田一雄君

大蔵委員
今校 敬雄君
森田 一君
山中 貞則君
与謝野 馨君
玉置 一弥君
小波 三郎君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君
今校 敬雄君
森田 一君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君

大蔵委員

今校 敬雄君
森田 一君
山中 貞則君
与謝野 馨君
玉置 一弥君
小波 三郎君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君
今校 敬雄君
森田 一君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君

中小企業基本法第八條第一項の規定に基づく昭和五十五年度中小企業の動向に関する年次報告
中小企業基本法第八條第二項の規定に基づく昭和五十六年度において講じようとする中小企業施策についての文書
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る四月二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

上草 義輝君
渡部 行雄君
石原慎太郎君
石原慎太郎君
下平 正一君
渡部 行雄君

地方行政委員
下平 正一君
渡部 行雄君

池田 淳君
白井日出男君
森田 一君
白井日出男君
池田 淳君

法務委員
下平 正一君
渡部 行雄君

外務委員
下平 正一君
渡部 行雄君

石原慎太郎君
飛鳥田一雄君
大久保直彦君
吉浦 忠治君
上草 義輝君
飛鳥田一雄君

大蔵委員
今校 敬雄君
森田 一君
山中 貞則君
与謝野 馨君
玉置 一弥君
小波 三郎君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君
今校 敬雄君
森田 一君
奥田 幹生君
村岡 兼造君
鳩山 邦夫君
永末 英一君
敬雄君

議院運営委員

小里 貞利君

補欠

古賀 誠君

鴨田利太郎君

奥田 幹生君

奥田 幹生君

鴨田利太郎君

小里 貞利君

一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

上草 義輝君

補欠

小里 貞利君

天野 光晴君

川田 正則君

白濱 仁吉君

日野 市朗君

上田 哲君

天野 光晴君

上草 義輝君

白濱 仁吉君

小里 貞利君

竹下 登君

川田 正則君

上田 哲君

日野 市朗君

決算委員

天野 光晴君

補欠

近藤 元次君

片岡 清一君

白濱 仁吉君

近藤 鉄雄君

竹下 登君

玉沢徳一郎君

上田 哲君

中村 茂君

片岡 清一君

天野 光晴君

近藤 鉄雄君

近藤 元次君

玉沢徳一郎君

白濱 仁吉君

畑 英次郎君

竹下 登君

中村 茂君

上田 哲君

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

白井日出男君

補欠

小澤 潔君

高村 正彦君

岸田 文武君

久野 忠治君

川田 正則君

谷 洋一君

玉生 孝久君

川田 正則君

久野 忠治君

岸田 文武君

小澤 潔君

高村 正彦君

白井日出男君

玉生 孝久君

谷 洋一君

法務委員

補欠

太田 誠一君

長野 祐也君

白川 勝彦君

塩崎 潤君

下平 正一君

水田 稔君

塩崎 潤君

白川 勝彦君

長野 祐也君

太田 誠一君

水田 稔君

下平 正一君

高村 正彦君

小澤 潔君

宮下 創平君

久野 忠治君

小澤 潔君

高村 正彦君

久野 忠治君

宮下 創平君

水田 稔君

下平 正一君

下平 正一君

水田 稔君

科学技術委員

補欠

渡辺 栄一君

船田 元君

船田 元君

渡辺 栄一君

(議案提出)

一、去る四月二十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

行政機関の公文書の公開に関する法律案(中路雅弘君外一名提出)

一、去る四月二十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

環境影響評価法案

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(議案受領)

一、去る四月二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

日本国政府とオランダ王国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本国政府とギリシャ共和国政府との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

協定の締結について承認を求めるの件

(議案付託)

一、去る四月二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

銀行法案(内閣提出第六六号)

中小企業金融制度等の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第六七号)

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

以上三件 大蔵委員会 付託

一、去る四月二十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

(内閣提出第七二号)

銀行法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第七三号)

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出、衆法第三四号)

社会労働委員会 付託

一、去る四月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

行政機関の公文書の公開に関する法律案(中路雅弘君外一名提出、衆法第三五号)

内閣委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

国民年金法等の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の系統及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法案

一、去る四月二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案(金子みつ君外五名提出)

一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

行政機関の公文書の公開に関する法律案(中路雅弘君外一名提出)

(議案通知書受領)

一、去る四月二十四日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

アフリカ開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件

一次産品のための共通基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百八十年の議定書の締結について承認を求めるの件

南極の海洋生物資源の保存に関する条約の締結について承認を求めるの件

渡り鳥及びその生息環境の保護に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十四日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

朗読を省略した議長長の報告

七七九

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

正する法律案

石油備蓄法の一部を改正する法律案
輸出保険法の一部を改正する法律案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案

一、去る四月二十八日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

北西太平洋における千九百八十一年の日本国のさけ・ますの漁獲の統制及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
一、去る四月二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
公衆電気通信法の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る四月二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
対潜水艦超長波送信所設置に関する質問主意書
(小沢和秋君提出)

一、去る四月二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
五万円札の発行に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

一、去る四月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
全国児童生徒の急激なる視力低下と近視急増に関する質問主意書(有島重武君提出)

(答弁書受領)
一、去る四月二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木間章君提出三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問に対する答弁書

三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十六年四月三日

提出者 木間 章
衆議院議長 福田 一殿

三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問主意書

一、以下「三越」という。三菱商事株式会社(東京都千代田区丸の内二丁目六番三、以下「三菱」という)との関係と、三越の従業員百六十七名で組織している労働組合である総評全国金属労働組合富山地方本部三越金属支部(高岡市吉久一四一以下「支部」という)との間に昭和四十五年以來の三越再建に内在する労使の交渉と紛争について、政府、通商産業大臣、労働大臣並びに法務大臣に質問する。

一 昭和四十五年以來、三菱は三越に対して労務、人事、経理、資金決定、販売、原材料、資金繰りなどすべて支配し、また、北陸金属工業株式会社(三越の分館、富山県砺波市太田一、八九二)へ三菱の指示により、三越代表取締役の派遣などを行い、事実上、三越は三菱の事業部門であつたと聞いているが、その事実関係、経過と現状を明らかにされたい。

二 右三菱の三越支配に対して、三菱・三越と支部との間に昭和四十五年以來、労使の交渉と紛争が続いていると言われているが、その経過と現状を明らかにされたい。

また、右期間中に三越と支部並びに従業員との間に訴訟事件が起こつたと聞いているが、その申請内容、経過、結果を明らかにされたい。

三 三菱・三越と支部との間に、支部が合理化をめば三菱は三越の経営と支部組合員の生活と雇用を保障すると言明したので、支部はやむなく右提案に応じたと聞いているし、また、三菱

から派遣された三越の代表取締役が支部並びに組合員に対し、不当労働行為を行い、支部に謝罪文を提出していると言われているが、その事実関係と交渉経過を明らかにされたい。

四 三越は富山地方裁判所に最近、会社更生の申請を行つたと言われているが、その申請に当たつて、三菱が三越に指示して更生申立てを行つたと言われている。

そもそも、三菱は経営陣を派遣しながら十五億円の赤字を作り、三越を倒産におとし入れる根本的原因を作りながら、その責任を回避したとも言われているが、その事実関係を明らかにすると共に、会社更生申請の内容とその後の経過と現状を明らかにされたい。

五 三菱・三越は、会社更生申請によつて三越の再建と従業員の雇用と生活が保障されると言明しているが、その具体策を明らかにされたい。

また、政府、労働省、通商産業省、法務省、富山県、高岡市は、いかなる行政指導を行い、三越の再建と従業員の雇用安定についてどのような努力をされるか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院第四二六号
昭和五十六年四月二十四日
内閣総理大臣 鈴木 善幸
衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員木間章君提出三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問に対する答弁書

(別紙)
衆議院議員木間章君提出三菱商事株式会社と三越金属工業株式会社との関係と労使の交渉経過に関する質問に対する答弁書

りであると聞いている。

(一) 三越金属は、昭和四十六年七月以後代表取締役社長その他役員の一部を三菱商事から迎えたが、昭和五十二年九月までに三菱商事からの派遣役員はいずれも退任した。

(二) 三菱商事は、昭和四十二年二月に三越金属の発行済株式の総数の二・五パーセントに当たる株式を取得した。その後、三菱商事は、昭和四十七年中に子会社名義で三越金属の発行済株式の総数の約十五・二パーセントに当たる株式を取得したが、昭和五十二年四月にこれを売却した。その結果、現在、三菱商事は三越金属の発行済株式の総数の二・五パーセントに当たる株式を保有している。

(三) 三越金属と三菱商事との間には、昭和三十三年以來製品の販売又は原料の仕入れについての取引関係がある。

(四) 三越金属は、三菱商事に対して多額の債務を有している。

三菱商事は、昭和四十六年四月以降、果次、弁済の猶予、債務の免除等の金融上の援助措置を行つてゐる。

(四) 三菱商事は、昭和四十六年二月、三越金属の経営合理化に際して同社から、同社砺波工場の売却を受けた。

三越金属に対する更生手続開始の申立てについては、昭和五十六年三月三十日、富山地方裁判所高岡支部に会社更生法第三十条に基づいて、三越金属(代表者代表取締役出合四郎)を申立人として申立てがなされ、現在、同裁判所において更生手続開始決定の可否について審理中であると聞いている。

現在、三越金属に対する更生手続開始の申立てについて裁判所において審理中でもあるが、その他の事項についての答弁は差し控えたい。

二及び三について

1 三越金属と総評全国金属労働組合三越金属支部（以下「組合」という。）との間における労使交渉、紛争等の主な経過と現状は次のとおりであると聞いている。

(一) 昭和四十五年九月、三越金属は、組合に対し三越金属新設工場新設に伴う生産計画及び人員配置について提案を行い、三越金属と組合は団体交渉を行った。

(二) 昭和四十六年二月、三越金属が、右新設工場を譲渡したのに際し、組合は、三越金属倒産のおそれがあると判断した上、組合員の労働権を保全するためとして、同年三月、富山地方裁判所高岡支部に両工場の動産仮差押申請を行った。その後労使交渉の結果、組合は、両工場の占拠を解くとともに同申請を取り下げた。更に、三越金属と組合は、労使交渉を進めた結果、同年六月、希望退職募集について労使協定を締結した。

(三) 昭和四十六年八月、三越金属は、組合に対し、会社再建のため生産量及び人員の削減について提案を行った。労使交渉の結果、同年九月、右労使は、希望退職の募集等について合意に達し、同年十一月、三越金属は、これに基づいて希望退職の募集を行ったが、応募者がなかったため、従業員二十六人の指名解雇通告を行った。これに対し、組合は、三越金属に指名解雇撤回を求め、労使交渉の結果、同月、三越金属は指名解雇を撤回し、同年十二月、三越金属と組合は、希望退職募集について労使協定を締結した。

(四) 昭和四十七年十二月、三越金属は、組合に対し、代表取締役社長名の組合運営への支配、介入等に関する「謝罪及び誓約書」を提出した。

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

(四) 昭和五十三年三月、三越金属は、組合に

対し、企業経営の安定を目的として希望退職募集等の提案を行い、以後労使交渉の結果、同月、三越金属と組合は希望退職募集等について労使協定を締結し、同年四月、三越金属は希望退職募集を行った。しかし、三越金属は、希望退職募集人員に達しないとして同月、八人の従業員を指名解雇した。同年六月、指名解雇された従業員八人のうち二人は、富山地方裁判所高岡支部に地位保全の仮処分申請を行い、本年一月、同裁判所は、両名の同申請を認容する判決を行ったが、同月、会社は、当該判決を不服として名古屋高等裁判所金沢支部に控訴した。

2 現在、上記更生手続開始の申立てについて

裁判所において審理中であり、その他の事項についての答弁は差し控えた。

五について

1 三越金属に対する更生手続開始の申立てによる三越金属の再建と従業員の雇用と生活の保障のための具体策については、現在、同申立てについて裁判所において審理中であり、答弁を差し控えた。

2 政府としては、本件について、関係地方公共団体と連絡をとりつつ、事態の推移を見守つてまいりたい。

右答弁する。

一、去る四月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小沢貞孝君提出年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

質問に対する答弁書

年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

朗読を省略した議長長の報告

昭和五十六年四月二十日

提出者 小沢 貞孝

衆議院議長 福田 一殿

年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

行政改革が叫ばれ、無駄をなくすることが国民の声となつてきた。

封書やはがきが、宛先不完全で戻つてくるケースが百通の内二・〇八通、一日七十万通から七十五万通にものぼる。四月からはがきが四十円（封書は三月から六十円）に値上げされ、往復分も考慮するとこれに相当する料金は一日で六千万円から八千万円になり、年間では二百億円という膨大な額となる。加えて、配達職員がはなはだ不親切でわずかな宛先の違いでも戻してしまつたり、隣近所で聞けばすぐに判るようなときにも宛先不明として戻してしまふ状況である。

郵政省では郵便番号を発信者に書かせるようにするなど発信者に負担をかけるようにしたのだから、郵政省のサービスも強化し、国民に一層の利便と年間二百億円に達するような無駄をなくすようにすべきだと考える。

従つて郵便物の管理・取扱いに対しての見直しは当然として、次のような改善策を含め検討すべきであると考え質問する。

郵政省は電々公社と協力して電話帳に完全な住所を記入したらどうか。例えば、松本市中央一と書かれている電話帳にわずかな活字を増やし、松本市中央一—一二と書き入れるようにしてはどうだろうか。

昭和五十五年の電話普及率は百世帯で七十・八戸であり、今後電話の普及は一層高まると予想される。また、電話加入契約の際は完全な住所を書くのであるからわざわざ詳しい住所を調査する必要もなく、現行の電話帳には活字を増やす余白は十分ある。

これは私の提案であるが、この二百億円からの無駄に対し、内閣はいかなる対策を進めているか。

右質問する。

内閣衆議院議員小沢貞孝君提出年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

昭和五十六年四月二十八日

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢貞孝君提出年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

（別紙）

衆議院議員小沢貞孝君提出年間二百億円に相当する宛先不明等による郵便物の戻り対策に関する質問主意書

一 郵便物の配達には、言うまでもなく、郵便物に記載された宛先によつて行われており、あて先の記載が不完全な郵便物が多いと、調査のため、それだけ配達作業の能率は低下し、あて先が完全に記載された大部分の郵便物の配達に影響を及ぼすことになる。あて先不完全の郵便物については、できるだけ調査して配達するように努力しているが、このための時間、労力をできるだけ削減できるよう、これまでもあて先の完全記載について周知を行い、国民の協力を求めてきたところである。しかし、いまだ十分とは言えない状況にある。

今後においては、更にあて先の完全記載を奨励し、せつかく差し出された郵便物が返れいされることをできるだけ減少させるよう努力するとともに、たまたま差し出されたあて先不完全の郵便物については、今後とも極力調査して配達に努めることとしてまいりたい。

二 電話帳の編集に当たっては、見やすく、使いやすいことを旨としており、住所の掲載についても同姓同名の加入者の識別が可能な範囲で表示している。

これをより詳しく掲載した場合、二行にわたる掲載が増加し掲載ページ数が増えるため、現在でも厚いと言われる電話帳

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号 朗読を省略した議長の報告

が分厚くなり使いにくくなるほか、用紙量の増大により発行経費も大幅に増加すること、(二) 電話帳はおおむね一年半周期で発行しているが、次期発行期までには約三十パーセントのものについて非現行になつていくとともに、電話帳に収録されている地域は府県を数分割しており、住所録としての利用効果に限界があるとみられていること、等を考慮すれば、電話帳の住所を詳しく掲載することは困難と考えられる。右答弁する。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問に對する答弁書

各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。
昭和五十六年三月三十一日
提出者 小沢 貞孝
衆議院議長 福田 一殿

各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問主意書
行政改革・財政再建が我が国の最大の問題になる

(直営病院の収支現況昭和五十四年度 単位百万円)

病院名	病院数	ベッド数	総職員数	一点単価	収入	支出	収支差
鉄道病院	三	四一〇	四三〇〇	七	一〇、〇〇〇	三、四〇〇	△六、六〇〇
通信病院(郵政省)	一六	一、八五〇	二、一〇〇	八	四、六三〇	一、四〇〇	△三、二三〇
通信病院(電々公社)	一七	三、一〇五	二、七四〇	八	七、九二〇	二、五二〇	△五、四〇〇
専売病院	三	四三八	四、九五〇	八	一、三九四	三、四四〇	△二、〇四六
大蔵省(印刷局病院)	三	二〇八	二、五五〇	六	五、〇〇八	二、〇〇三	△三、〇〇五
大蔵省(造幣局病院)	三	二〇	五七	六	四四	三、六四	△三、二〇〇

注 △は赤字を示す。

つては、各省庁下にある現業・公社の直営病院の経営状況は常軌を逸した赤字経営である。第二次臨時調の討議をまつまでもなく直ちに次表の直営病院を独立又は売却し、年間約六〇〇億円の削減を図るべきである。更に、仮に民間に売却するならば膨大な収入が得られ、前記の削減分と合わせて一、〇〇〇億円以上の財政再建に寄与することが出来る。例えば、膨大な赤字を抱える国鉄では全国三八カ所の鉄道病院を所有し、その収支状況は同表のごとく昭和五十四年度で二四四億円の赤字である。

これらの直営病院は職域病院として始まつたわけであるが、当時と比べ一般病院がこれ程発達した現在、毎年赤字を増やしながら保持する必要があるだろうか。

多くの患者は通院に便利な身近の病院を選択している。現に、一般病院に比べ直営病院の患者数はすくなく少ない。その上、医療費計算の基本となる一点単価も一般と比べすくなく安く、前記の鉄道病院は一般が十円であるところを七円、大蔵省直営の印刷局・造幣局病院は一点単価六円である。各病院の収支は同表のとおりであるが、この造幣局病院などは支出が収入の九倍である。

この赤字解消策としては、第一に民間に売却して全く各省庁下にある現業・公社から切り離すことであり、第二に国家公務員共済病院や警察病院のごとく一般に開放することである。両病院とも経営の健全化がなされ、独立採算で十分に経営できる収支状況である。これは一般開放して多くの患者を集めているのが最大の理由である。(次表参照)

病院名	病院数	ベッド数	総職員数	一点単価	収入	支出	収支差
国家公務員共済組合病院	三七	七、〇四〇	六、七四〇	一八	五、六〇二	五、三三七	△二、二六五
警察病院	四	二、一〇六	二、三三六	二〇	一、八三五	一、八五三	△八二

医療の向上は、多くの患者に接することにあるわけ、現在の直営病院の抱える「患者が少くない」医療が低下する「一層患者が少なくなる」という悪循環を、一般開放することで断ち切れるのではないだろうかと思える。

従つて次の事項について質問する。

一 赤字解消のために、各省庁下にある現業・公社の直営病院を民間に売却すべきだと考えるかどうか。

二 直営病院を当該の省庁・公社から切り離し、独立採算にして経営の健全化を図るべきだと考えるかどうか。

三 そのために一般に開放すべきだと考えるかどうか。

四 一般の患者との兼ね合いで、職員・家族の一点単価を特例を除き、職員・家族とも一般の患者と同じくすべきだと考えるかどうか。

なお、総じて各病院とも職域の中で閉鎖された経営であるから、医療レベルが低く、職員の利用率も低い。経営の健全化のために直営病院を廃止したり、独立させても決して職員の福利厚生面で後退したことになるかと思ふ。

内閣衆議院第四十二号
昭和五十六年五月一日
内閣総理大臣 鈴木 善幸

衆議院議長 福田 一殿

衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員小沢貞孝君提出各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する質問に對する答弁書

一 現業・公社の病院は、一般の病院とは性格を異にして、職員及びその家族の疾病の治療のほか、職員の健康診断、保健指導等を通じてそれぞれの職場の実態に即したきめ細かな職員の健康管理を行うことにより、事業の円滑な運営に資するために設置されているものであり、事業運営上必要な職員の健康管理等を効率的に行うために、現業・公社の病院として運営していく必要があると考へては、御指摘の点については、更に検討してまいりたい。

二 現業・公社の病院は、一について述べたとおり事業の円滑な運営に資するために設置されているものである。これを切り離して独立採算制にすることについては、更に検討してまいる考へであるが、経営の健全化を図るため、利用の促進、経営の合理化、効率化等の諸施策を講じていくこととしている。

三 現業・公社の病院の経営改善を促進すると

もに地域の医療にも貢献するという観点から、諸条件が整備された病院について、職員及びその家族以外の者の診療をも行う方針であり、一部の病院においては既に実施しているところである。

四について

一点単価については、必要に応じ改定を実施しているところであるが、費用を負担する共済組合の財政への影響等を考慮しつつ、更に検討することとしている。

(答弁通知書受領)

一、去る四月二十四日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出鈴木内閣の憲法についての考え方に関する再質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、昭和五十六年五月十六日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る四月二十八日、内閣から、衆議院議員小沢眞孝君提出政府関係機関等の工事における投資の無駄に関する質問に対して、質問事項について調査検討する必要がある、これに日時を必要とするため、昭和五十六年五月二十日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る一日、内閣から、衆議院議員稲葉誠一君提出憲法、国際法と集団的自衛権に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十六年五月三十日までで答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

昭和五十六年三月二十四日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

脱税に係る罰則の整備等を図るための国税関係法律の一部を改正する法律

(国税通則法の一部改正)

第一条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十条第二項第四号を削り、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同条に次の一項を加える。

5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から七年を経過する日まで、することが出来る。

一 更正又は決定 その更正又は決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日)

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定 当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定 その納税義務の成立の日

第七十二条第一項中「日とする」の下に「次条第三項において同じ」を加える。

第七十三条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の

一項を加える。

3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るものの時効は、当該国税の法定納期限から二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過するまでの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があつた場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納税申告書の提出 当該申告書が提出された日

二 更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。) 当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日

三 納税に関する告知(賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。) 当該告知に係る納税告知書が発せられた日(当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日)

四 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収等による国税の納付 当該納付の日

(所得税法の一部改正)

第二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項中「三年」を「五年」に改める。

第二百四十四条第一項中「各本条」を「当該各条」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二百三十八条第一項の

違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(法人税法の一部改正)

第三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条第一項中「三年」を「五年」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二百五十九条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(相続税法の一部改正)

第四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「詐偽」を「偽り」に、「三年」を「五年」に改める。

第七十一条中「法人の代表者」を「法人(第六十六條第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。以下「罰する外」を「罰する外」に、「各本条」を「当該各条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により第六十八條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

3 第一項に規定する社団又は財団について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

關稅に係る關則の整備等を図るための國稅關係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

七八四

定を準用する。

(酒稅法の一部改正)

第五條 酒稅法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六十二條中「罰する外」を「罰するほか」に、「各本條を」を「當該各條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第五十四條第一項若しくは第二項又は第五十五條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、當該各條の罪についての時効の期間による。

(砂糖消費稅法の一部改正)

第六條 砂糖消費稅法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三十九條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十五條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(揮發油稅法の一部改正)

第七條 揮發油稅法(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項第一号中「免かれ」を「免れ」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改める。

第三十一條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十七條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(地方道路稅法の一部改正)

第八條 地方道路稅法(昭和三十年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十七條中「同條」を「當該各條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十五條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合に

おける時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油ガソ稅法の一部改正)

第九條 石油ガソ稅法(昭和四十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十八條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(石油稅法の一部改正)

第十條 石油稅法(昭和五十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十四條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(物品稅法の一部改正)

第十一條 物品稅法(昭和三十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第四十四條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(トランプ類稅法の一部改正)

第十二條 トランプ類稅法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第三十七條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(入場稅法の一部改正)

第十三條 入場稅法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「左の」を「次の」に、「詐

偽を偽りに」、「免かれ」を「免れ」に改める。

第二十八條中「罰する外」を「罰するほか」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第二十五條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(取引所稅法の一部改正)

第十四條 取引所稅法(大正三年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ第十六條後段、第十七條第一項、第十七條ノ二第一項又ハ第十八條後段ノ違反行為ニ付法人又ハ人ニ罰金刑ヲ科スル場合ニ於ケル時効ノ期間ハ各本條ノ罪ニ付テノ時効ノ期間ニ依ル

(關稅法の一部改正)

第十五條 關稅法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「次項」を「第三項」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條に次の一項を加える。

3 偽りその他不正の行為により關稅を免れ、又は關稅を納付すべき貨物について關稅を納付しないで輸入した場合における當該貨物に係る關稅についての第一項各号又は前項各号の規定に於て、決定又は賦課決定は、これらの規定にかかわらず、法定納期限等から七年を経過する日まで、することが出来る。

第十四條の二第二項中、「關稅法第九條第二項(申告納稅方式による關稅の納付)」を「關稅法第九條第二項(申告納稅方式による關稅の納付)」と、同條第三項中「國稅」とあるのは「關稅」と、又はその全部若しくは一部の稅額の還付を受けた」とあるのは「又は關稅を納付すべき貨物について關稅を納付しないで輸入した場合における當該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「關稅法第十四條第一項に規定する法定

納期限等」と、「納稅申告書」とあるのは「納稅申告に係る書面」と、「當該申告書」とあるのは「當該納稅申告に係る書面」に改める。

第百十七條中「免かれ」を「免れる」に、「(前條)を(同條)」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第百十條第一項から第三項まで(關稅を免れる等の罪)の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、當該各項の罪についての時効の期間による。

(關稅暫定措置法の一部改正)

第十六條 關稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「各本條」を「當該各條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定により第十二條第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律の一部改正)

第十七條 沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第六項中「及び前二項」を「第四項及び第五項」に、「前項」を「第五項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律の一部改正)

第十八條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に關する法律(昭和二十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

一 今回の改正に伴い保存期間が延長される青色申告者の帳簿書類の範囲については、少なくとも中小企業者に過重な負担とならないよう、特段の配慮をすること。

一 税務調査に当たつて、使途不明金の性格については社会情勢、社会道義、社会常識、社会的責任を十分に参酌して適正な課税を行うこと。

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十四年度一般会計予備費の予算額三、五〇〇億円のうち、昭和五十五年一月十一日から同年三月二十八日まで期間において決定された二二一億五、四二一、六六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、国庫預託金利子の支払に必要な経費、経済協力に係る国際分担金等の支払に必要な経費、国民健康保険事業に対する国庫負担金の不足を補うために必要な経費等二十二件である。

なお、同年度一般会計予備費のうち、昭和五十四年四月十七日から同年十二月二十一日までの間において決定された二、一〇二億五、六一一、七千円の使用については、第九十一回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十四年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和五十四年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十四年度特別会計予備費の予算総額二兆九、七三三億一、〇七二、七千円のうち、昭和五十五年二月二十七日から同年三月二十八日まで期間において決定された三三、四億五、九五、六万七千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、外国為替資金特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費等七特別会計の十件である。

なお、同年度特別会計予備費のうち、昭和五十四年八月七日から同年十月十九日まで期間において決定された四、五七億四、四六、七万七千円の使用については、第九十一回国会において、すでに承諾済みである。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十四年度特別会計予算総則第十條に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和五十四年度特別会計予算総則第十條の規定に基づき、昭和五十五年二月二十九日から同年三月二十八日まで期間において決定された九、三六億一、九九三、五万五千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、郵便貯金特別会計における支払利子に必要な経費の増額、郵政事業特別会計における自動車重量税印紙収入繰入及買戻金等に必要な経費の増額等五特別会計の五件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十五年度一般会計予備費の予算額三、五〇〇億円のうち、昭和五十五年四月五日から同年十二月十九日まで期間において決定された一、三九、九億九、五三、五万六千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、水田利用再編対策に必要な経費、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、国民年金国庫負担金の不足を補うために必要な経費等四十五件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、昭和五十五年度特別会計予備費の予算総額三兆三、四四三億九、五〇六万円のうち、昭和五十五年十一月二十五日から同年十二月九日まで期間において決定された一一、一億七、〇七、四万五千円の使用につき、国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、食糧管理特別会計輸入飼料勘定における輸入飼料の買入れに必要な経費等三特別会計の三件である。

二 本件の議決理由

本件の使用は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十五年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件の趣旨

本件は、昭和五十五年度特別会計予算総則第十一條の規定に基づき、昭和五十五年九月二日から同年十二月十九日まで期間において決定された二、三六億二、五〇〇万四千円の経費増額につき、予備費使用の例によつて国会の事後承諾を求めたため提出されたもので、その内訳は、国民年金特別会計福祉年金勘定における福祉年金給付費の支払に必要な経費の増額、治水特別会計治水勘定における河川事業及び砂防事業の調整に必要な経費の増額等四特別会計の六件である。

二 本件の議決理由

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為
総調査(その2)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第十五条の規定に基づき、報告されたもので、同条第二項の規定による昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為限度額一、〇〇〇億円のうち、昭和五十五年三月十一日、昭和五十四年発生河川等災害復旧事業費補助一件について一〇四億二、七〇〇万円の範囲内で債務負担行為をすることとしたものである。

二 本件の議決理由

本件の債務負担行為は、緊急の必要があつたものと認め、異議がないと議決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和五十六年四月二十七日

決算委員長代理 理事 森下 元晴
衆議院議長 福田 一殿

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十六年三月十七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十六年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十三 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額に一・〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(当該平均標準給与の月額の十二倍に相当する額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額とする。)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二千二百円

ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十年未満であるものに係る年金 四十四万二千二百円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十六万六千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十七万六千八百円

ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十五万七千六百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十六年四月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 十二万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 前条第十三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の一」とあるのは「次条第四項各号の一」と、「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と、「第九項第三号」とあるのは「同条第四項第三号」と、「及び第十項」とあるのは「及び次条第六項」と、「ただし、第二項又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中第九項又は第十項」とあるのは「次条第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

8 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年六月分以後、その額を、第三項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同項中「年金額」とあるのは「年金額(その額につき次項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において「その額」という。)」と、「七十三万三千六百円」とあるのは「七十四万九千円」と、「五十五万二千二百円」とあるのは「五十六万八千八百円」と、「四十四万

昭和五十四年度一般会計国庫債務負担行為総調査(その2)に関する報告書 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
及び同報告書

七八八

万二百円」とあるのは「四十四万九千四百円」と、
「三十六万六千八百円」とあるのは「三十七万四千五百円」と、
「四十七万六千八百円」とあるのは「四十八万七千円」と、
「三十五万七千六百円」とあるのは「三十六万五千三百円」と読み替えるものとする。

9 第四項、第六項及び第七項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。
第二項の二十三の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二項の二十四 昭和五十五年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一改正法附則第三項の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第二項の二十二第一項後段の規定を準用する。

一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十五年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十四年四月一日以後昭和五十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 其の給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十五年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十四年四月一日以後昭和五十五年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 其の給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇四二を乗じて得た額に五千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十万九千五百二十四円以上であるときは、その額に十八万八千四百円を加算して得た額)

2 第一項の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四項第一号の旧法組合員期間」と読み替えるものとする。

3 第一項第二項の規定は、前二項の規定による年金の額の改定の場合について準用する。
第四項の八の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)
第四項の九 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第四項第一項及び第二項

の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万九千」とあるのは「四十九万二千」と、同条第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一項の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一項第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四項第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一項の五第一項」とあるのは「第一項の十三第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

2 昭和五十四年十二月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第四項第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万九千」とあるのは「四十九万二千」と、同条第二号中「第二項の七第一項又は第二項の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二項の二十四第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と、三十九年改正法附則第四項第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額」とあるのは「三十九年改正法附則第四項第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額」と、同条第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の

二(昭和五十一年十月一日以後に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二項の規定による改正前の別表第一の二)」と読み替えるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後同年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第四項第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第一号中「二十四万九千」とあるのは「四十九万二千」と、同条第二号中「第二項の七第一項又は第二項の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二項の二十四第一項」と読み替えるものとする。

4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一條の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二條の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二條の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一項第二項の規定は、前三項の規定による年金の額の改定の場合について準用する。
6 昭和五十五年三月三十一日以前に第一項第一項の資格の喪失をし、又は第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十六年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその

額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。
 第五条及び第六条中「第二条の二十三」を「第二条の二十四」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
 第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第二級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第三級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第四級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上
第五級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上
第六級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上
第七級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
第八級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上
第九級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上
第十級	一一五、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上
第十一級	一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上
第十二級	一二五、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上
第十三級	一三〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第十四級	一四〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第十五級	一五〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第十六級	一六〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上
第十七級	一七〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上
第十八級	一八〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上
第十九級	一九〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上
第二十級	二〇〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上
第二十一級	二一〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上
第二十二級	二二〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上
第二十三級	二三〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上
第二十四級	二四〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上
第二十五級	二五〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上
第二十六級	二六〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上
第二十七級	二七〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上
第二十八級	二八〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上
第二十九級	二九〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上
第三十級	三〇〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上

第三十一級	三三〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未満
第三十二級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上
第三十三級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円未満
第三十四級	三六〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上
第三十五級	三七〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円未満
第三十六級	三八〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上
第三十七級	三九〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円未満
第三十八級	四〇〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上
第三十九級	四一〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満
第四十級	四二〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上

第二十四条第一項中「次に掲げる者」を「組合員又は組合員であつた者の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの」に改め、同項各号を削る。

第四十六条の五第一項第一号中「六万円」を「十二万円」に改め、同項第二号中「八万四千円」を「二十一万円」に改め、同項第三号中「四万八千円」を「十二万円」に改め、同条に次の一項を加える。

3 遺族年金を受ける権利を有する妻である配偶者が第一項各号の一に該当する場合(同項ただし書に該当する場合を除く。又は前項の規定により第一項第三号の規定に該当する者とみなされる場合(同項ただし書に該当する場合を除く。))において、その妻である配偶者が通算年金通則法第三条に規定する公的年金各法に基づき年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その全額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項の規定による加算は行わない。

第七十二条第二項を次のように改める。

2 農林水産大臣は、第六十二条第一項各号に規定する費用に係る事項につき第四十条第二項の規定による認可又は第六十九条第一項の規定による認可若しくは同条第三項の規定による承認をしようとする場合その他の政令で定める場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

附則第八条中「五十二万五千円」を「五十六万八千八百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十号中「四百九十二万円」を「五百四十四万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十二第二項」を「第一条の十三第一項」に改める。

附則第七条の二中「七十万円」を「七十四万九千円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五十二万五千円」を「五十六万八千八百円」に改め、同項第三号中「三十五万円」を「三十七万四千五百円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「七十万円」を「七十四万九千円」に改め、同項第二号中「五

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案 七九〇

十二万五千円」を「五十六万八千八百円」に改める。

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

附則第七條中「附則第二條の二において準用する場合を含む。」の下に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第七條の二 改正後の三十九年改正法附則第七條の三の規定は、昭和三十九年十月一日から一部施行日の前日までの間に退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有することとなつた者については、昭和五十七年六月分以後の退職年金又は減額退職年金について適用する。ただし、これらの規定を適用して算定したその者の同月分以後の退職年金又は減額退職年金の額が同年五月三十一日におけるその者の退職年金又は減額退職年金の額より少ないときは、その額をその者の同年六月分以後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十六年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である者又は四十一万円である者(給与月額が四十一万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二條の規定によ

る改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(遺族給付を受けるべき遺族の範囲に関する経過措置)

第三條 改正後の法第二十四條第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)

第四條 改正後の法第四十六條の五第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。

2 施行日の前日において現に農林漁業団体職員共済組合法第四十六條の五の規定による加算が行われている遺族年金(その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ。)を受ける権利を有する妻である配偶者が、同日において改正後の法第四十六條の五第三項に規定する政令で定める給付(その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という。)の支給を受けることができるときは、改正後の法第四十六條の五第三項中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)第二條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十六條の五第一項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算」として、同項の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたとき

は、この限りでない。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第五條 改正後の法附則第八條並びに第三條の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。

2 昭和三十九年十月一日以後昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について改正後の法附則第八條並びに改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び五月分の給付については、改正後の法附則第八條中「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七條の二及び第十二條第三項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、同項第二号中「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」と、同項第三号中「三十七万四千五百円」とあるのは「三十六万六千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五條の二第一項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二條から前条までに規定するもののほか、給付に関する規定の施行に関して必要

な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ、遺族の範囲の見直し、寡婦加算の額の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改正に準じて、既裁定年金の額の改定等を行うおとするものであり、その要旨は次のとおりである。

(1) 既裁定年金の額の改定

昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年度の国家公務員の給与の改善内容を基準として増額することにより、年金額を昭和五十六年四月分から引き上げること。

(2) 退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金等について、その最低保障額を昭和五十六年四月分から引き上げ、更に昭和五十六年六月分から引き上げること。

(3) 標準給与の下限及び上限の引上げ

掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を六万九千円から七万二千円に、上限を四十一万円から四十二万円にそれぞれ引き上げること。

(4) 遺族の範囲の改正

組合員期間が十年以上の者の配偶者で遺族

年金を受けるべき遺族となるものについて、組合員期間が十年未満の者の配偶者と同様に、死亡した者との生計維持関係を要件とする。

(5) 寡婦加算の額の引上げ等

新法による遺族年金に加算される寡婦加算の額は昭和五十六年四月分より引き上げるとともに、寡婦加算を受ける者が同時に退職年金等を受けることとなる場合には、その加算につき必要な調整を行うこととする。

(6) 高額所得を有する退職年金受給者に対する年金の支給制限

昭和五十四年十二月三十一日以前の退職者であつて、前年における退職年金以外の給与所得が一定額を超え、かつ、その者の退職年金の額が一定額を超える者については、昭和五十七年六月分以後の年金額の引上げによる増額分を限度として、退職年金の支給制限を行うこと。

(7) 施行期日

施行期日は、昭和五十六年四月一日とする。

二 議案の修正議決理由

本案は、国家公務員共済組合等の共済組合制度に準じた改善を図らうとするものであり、おおむね妥当と認めるが、原案において昭和五十六年四月一日と定められている施行期日を公布の日に変更する等の必要を認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算(農林水産省所管)に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として百八十五億三千五百五十万六千円が計上されている。

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

昭和五十六年四月二十八日

農林水産委員長 田邊 國男
衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

附則
(小字及び一は修正)

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前記組合員の資格を取得して施行日まで引続き組合員の資格を有する者(昭和五十六年四月分以前の月給額がその属する月の初日である場合には、その月の前日。次項において同じ)までの標準給与の四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である者又は四十一万円である者(〇給与月額が月額の基準となつた

四十一万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

前項の規定により改正された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。

第三条 前条第一項の規定により改正された標準給与の月額を標準とする標準金の算定は、昭和五十六年四月分以後の標準金について行ふものとし、同年三月分以前の標準金については、なお従前の例による。

(遺族給付を受けるべき遺族の範囲に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十四条第一項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)

第四条 改正後の法第四十六条の五第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日(昭和五十六年三月三十一日)の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和五十六年四月分以後適用する。

2

〇施行日の前日(〇までの間のいずれかの日)に農林漁業団体職員共済組合法第四十六条の五の規定による加算が行われている遺族年金(その全額の支給を停止されているものを除く。以下この項において同じ)を受ける権利を有する妻である配偶者が、同日において改正後の法第四十六条の五第三項に規定する政令で定める給付(その全額の支給を停止されている給付を除く。以下この項において「公的年金給付」という)の支給を受けることができるときは、改正後の法第四十六条の五第三項中「同項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額のうち昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法第四十六条の五第一項の規定により当該遺族年金に加算されるべき額を超える部分に相当する金額の加算」として、同項の規定を適用する。ただし、当該遺族年金又はその者に支給される公的年金給付がその全額の支給を停止されるに至つたときは、この限りでない。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第五条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和五十六年四月分以後適用する。

2

昭和三十九年十月一日以後昭和五十六年四月三十日以前に給付事由が生じた給付について改正後の法附則第八条並びに改正後の三十九年改正法附則第七条の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び五月分の給付については、改正後の法附則第八条中「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七条の二及び第十二条第三項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、同項第二号中「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」と、同項第三号中「三十七万四千五百円」とあるのは「三十六万六千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五条の二第一項第一号中「七十四万九千円」とあるのは「七十三万三千六百円」と、同項第二号中「五十六万八千八百円」とあるのは「五十五万二千二百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第六条 改正後の三十九年改正法附則第四条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

第七号 附則第二条から前条までに規定するもののほか、給付に関する規定の施行に必要

昭和五十六年五月七日 衆議院会議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七九二

な事項は、政令で定める。

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度の健全かつ円滑な運営を図るため、国会における審議の趣旨をふまえ、その給付内容の改善及び財政基盤の強化に努めるとともに、掛金負担問題については、他の共済年金制度等との均衡に配慮し、組合員負担の急激な増高をきたさないようその適正を期すべきである。

右決議する。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年三月十八日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教

職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十六年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を十二で除して得た金額を加えた金額(当該平均標準給与の月額が三十六万三千二百九十四円以上であるときは、当該平均標準給与の月額に一万五千七百円を加えた金額)を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は廃疾年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三百分の一(控除後

の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項第一号中「三百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、三百分の二)」とあるのは「三百分の二」と、同項第二号中「六百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数については、六百分の二)」とあるのは「六百分の二」とする。

4 第一条の大第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の十三第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の大第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合にお

いて、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条の九第六項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二の次に次の一条を加える。
(昭和五十六年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、同条第一項又は第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額(当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千三百円を加えた金額（当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額が四百三十五万九千五百二十四円以上であるときは、当該平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額に十八万八千四百円を加えた金額）を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法、法律第四百十号又は法律第四百四号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。
第三条の十二の次に次の一条を加える。
（昭和五十六年度における恩給財団の年金の額の改定）

第三条の十三 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十六年四月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十五の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものについては、その改定額を七十三万三千六百円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十三万三千六百円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十三万三千六百円に改定する。

4 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳未満の者に支給する年金でその改定額が五十六万八千八百円に満たないものについては、昭和五十六年六月分以後、その年金額を五十六万八千八百円に改定する。

5 第一項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が七十四万九千円に満たないものについては、昭和五十六年六月分以後、その年金額を七十四万九千円に改定する。

6 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が七十四万九千円に満たないものを受ける者が、昭和五十六年六月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その年金額を七十四万九千円に改定する。

第四条の十の次に次の一条を加える。

（昭和五十六年度における旧法の規定による退職年金等の最低保障に係る改定）

第四条の十一 第一条の十三の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十五万二千円

二 廃疾年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 七十三万三千六百円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が九年以上のもに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 五十五万二千円
ハ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が六年以上九年未満のものに係る年金 四十四万二千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十六万六千八百円

三 遺族年金 四十七万六千八百円

2 第一条の十三の規定の適用を受ける退職年金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第二号に掲げる額に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、同項の規定に準じてその額を改定する。

3 第一条の十三の規定の適用を受ける年金については、同条の規定による改定後の年金額が、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和五十六年六月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十四万九千円
ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十六万八千八百円

二 廃疾年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間が二十年に達しているものに係る年金 七十四万九千円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間

が二十年以上九年未満のものに係る年金 四十四万二千円

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及
び同報告書

七九四

が九年以上のものに係る年金（イ）に掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で
廃疾年金基礎期間が二十年に達している
ものに係る年金 五十六万八千八百円

ハ 六十五歳以上の者で廃疾年金基礎期間
が六年以上九年末満のものに係る年金
四十四万九千四百円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年
金 三十七万四千五百円

三 遺族年金 四十八万七千円

4 第一条の十三の規定の適用を受ける退職年
金又は廃疾年金でその額が前項第一号又は第
二号に掲げる額に満たないものを受ける者が
昭和五十六年六月一日以後に六十五歳に達し
たときは、その達した日の属する月の翌月分
以後、同項の規定に準じてその額を改定す
る。

第六条の八の次に次の一条を加える。

（昭和五十六年度における通算退職年金及び
通算遺族年金の額の改定）

第六条の九 前条の規定の適用を受ける年金に
ついては、昭和五十六年四月分以後、その額
を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に
改定する。

一 四十九万二千元

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額

（前条第一項第二号又は第三項第二号に規
定する通算退職年金の仮定平均標準給与の
月額に一・〇四二を乗じて得た金額に五千
三百円を十二で除して得た金額を加えた金
額（当該仮定平均標準給与の月額が三十六
万三千二百九十四円以上であるときは、当
該仮定平均標準給与の月額に一万五千七百
円を加えた金額）をいう。）の千分の十に相
当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六条の二第二項の規定は、前項の規定の
適用を受ける年金の額を改定する場合につ
いて準用する。この場合において、同条第二項
中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五
十六年四月分」と、「前項第二号」とあるのは
「第六条の九第一項第二号」と、「前項」とあ
るのは「第六条の九第一項」と、「昭和五十
一年改正前の国家公務員共済組合法別表第二
の二」とあるのは「昭和五十四年改正前の国
家公務員共済組合法別表第二の二（昭和五十
一年九月三十日以前に新法の退職をした者につ
いては、昭和五十四年改正前の新法第二十五
条において準用する昭和五十一年改正前の国
家公務員共済組合法別表第二の二）」と読み替
えるものとする。

3 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三
月三十一日までの間に新法の退職をした組合
員に係る新法の規定による通算退職年金につ
いては、昭和五十六年四月分以後、その額

を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四
十で除し、これに当該通算退職年金に係る組
合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に
改定する。

一 四十九万二千元

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額
（当該通算退職年金の額の算定の基礎とな
つた平均標準給与の月額に一・〇四二を乗
じて得た金額に五千三百円を十二で除して
得た金額を加えた金額（当該平均標準給与
の月額が三十六万三千二百九十四円以上で
あるときは、当該平均標準給与の月額に一
万五千七百円を加えた金額）をいう。）の千
分の十に相当する金額に二百四十を乗じて
得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受け
る年金で昭和五十四年十二月三十一日以前に
新法の退職をした組合員に係るものの額を改
定する場合について準用する。この場合にお
いて、第二項中「第六条の九第一項第二号」と
あるのは「第六条の九第三項第二号」と、「第
別表第二の十五（第三条の十三関係）」

六条の九第一項に」とあるのは「第六条の九第
三項に」と読み替えるものとする。

5 第六条第三項の規定は、前各項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。こ
の場合において、同条第三項中「前二項」とあ
るのは、「第六条の九第一項から第四項まで」
と読み替えるものとする。

6 昭和五十五年三月三十一日以前に旧法又は
新法の退職をした組合員に係る通算遺族年金
については、昭和五十六年四月分以後、その
額を、その年金に係る通算退職年金の額を前
各項の規定により改定するものとした場合の
改定年金額の百分の五十に相当する額に改定
する。

7 第一条第二項の規定は、前各項の規定によ
る年金額の改定の場合について準用する。
第八条中「第三条の十二」を「第三条の十二」に
改める。
別表第二の十四の次に次の一表を加える。
別表第二の十五（第三条の十三関係）

改 定 前 の 年 金 額	改 定 年 金 額
六〇、〇〇〇円から 一〇一、二〇〇円まで	五五〇、二〇〇円
一一五、〇〇〇円	六一八、七〇〇円
一二九、六〇〇円	六九七、二〇〇円
一五〇、〇〇〇円	八〇七、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級	六九、〇〇〇円	七〇、五〇〇円未満
第二級	七二、〇〇〇円	七〇、五〇〇円以上

七四、〇〇〇円未満

を

第一級	七二、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
-----	---------	-----------

に、「第三級」を「第二級」に、「第四級」を「第三級」に、「第五級」を「第四級」

に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、「第三十五級」を「第三十四級」に、「第三十六級」を「第三十五級」に、「第三十七級」を「第三十六級」に、「第三十八級」を「第三十七級」に、「第三十九級」を「第三十八級」に、「第四十級」を「第三十九級」に。

十九級」に、

第四十二級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上
	四一〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円未満
	四二〇、〇〇〇円	四一五、〇〇〇円以上

に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を

次のように改正する。

附則第八項第一号中「四百九十二万円」を「五百四万円」に改め、同項第二号中「五・一五三」を「五・三八〇」に、「二万六百元」を「二万五千元」に改める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者（昭和五十六年四月

から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である

者又は四十一万円である者（給与月額が四十一万五千円未満である者を除く。）の同月から同年

九月までの標準給与は、当該標準給与の月額
基礎となつた給与月額を第二条の規定による改

正後の私立学校教職員共済組合法第二十二條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月

額とみなして、改定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

3 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第四百十号。以下この項において「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定（昭和三十三年法律第四百十号）において「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定（昭和三十三年法律第四百十号）において「法律第四百十号」という。）附則第八項の規定（昭和三十三年法律第四百十号）において「法律第四百十号」という。）

を改正する法律（昭和四十八年法律第百四号）附則第十項において準用する場合を含む。）は、昭和五十五年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

理由

私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定の年金の額を国立学校の教職員に係る年金の額の改定に準じて改定するとともに、私立学校の教職員の共済給付に係る標準給与の月額の下限及び上限を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、国・公立学校の教職員の年金額の改

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七九六

定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 私立学校教職員共済組合が支給する年金について、次のような改善を行うこと。

(一) 既裁定の退職年金等の額を、国・公立学校の教職員の年金額の改定に準じ、昭和五十六年四月分から引き上げること。

(二) 旧私学恩給財団の年金について、前記(一)に準じてその年金額を引き上げること。

(三) 既裁定の退職年金、廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を、国・公立学校の教職員の年金の最低保障額の引上げに準じ、昭和五十六年四月分から引き上げるほか、同年六月分から更にその額を引き上げること。

2 掛金等の算定基礎となる標準給与の最低額及び最高額を引き上げること。

3 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

私立学校教職員共済組合が支給する既裁定年金の額を国・公立学校の教職員の年金額の引上げに準じて改定する等の措置は、時宜に適するものと認めるが、施行期日等について修正を行う必要があるため、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十六年度一般会計予算に、私立学校教職員共済組合補助に必要な経費として、八千七百三十五万九千九百円が計上されている。

昭和五十六年五月六日

文教委員長 三ツ林弥太郎

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

(施行期日)等

1 この法律は、公布の日昭和五十六年四月一日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」といふ。)第二十二条第一項の規定及び第三條の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」といふ。)附則第八項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

12³ この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)であつた昭和五十六年四月一日から施行日の属する月(施行日がある月の初日である場合には、その月)の組合員の資格を有する者(昭和五十六年四月一日以前に標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が六万九千円である者又は四十一万円である者(〇給与月額が四十

並進となつた

一万五千円未満である者(〇給与月額が四十万九千円までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による

改正後の私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

4 前項の規定により改正された標準給与のうち施行日の属する月の標準給与は、同月から昭和五十六年九月までの各月の標準給与とする。

5 附則第三項の規定により標準給与の月額が改定された場合には、当該改定に係る月分の掛金は、改定後の標準給与の月額を標準として算定する。

(退職年金等の額に関する経過措置)

13⁶ 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第百四十号。以下「改正後の法律第百四十号」といふ。)附則第八項の規定(昭和五十六年四月一日以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第百四十号)附則第十項において準用する場合を含む。)は、昭和五十六年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十六年四月分以後適用する。この場合において、改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「五百四万円」とあるのは、「四百九十二万円」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

14⁷ 附則第二項から前項までの前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

〔別紙〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

二 長期給付に対する日本私学振興財団の助成金について、必要な強化措置を講ずるよう努めること。

三 地方財政の実情にかんがみ、長期給付掛金に対する都道府県の補助を充実するため、必要な措置を講ずるよう努めること。

四 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドの導入を検討すること。

五 遺族年金の給付水準については、受給者の生活実態等を考慮し、さらに充実するよう検討すること。

右決議する。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十六年四月七日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

廃棄物処理施設整備緊急措置法（昭和四十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項各号中「昭和五十五年度」を「昭和六十年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、新たに昭和六十年年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和六十年年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備事業の実施の目

標及び事業の量について計画を策定し、その実施のために必要な措置を講じようとするものである。

二 議案の可決理由

廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を促進するため、昭和六十年年度までの間に実施すべき廃棄物処理施設整備計画を策定し、その実施のために必要な措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり、附帯決議を付することにした。

右報告する。

昭和五十六年五月七日

社会労働委員長 山下 徳夫

衆議院議長 福田 一 殿

〔別紙〕

廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一 廃棄物の処理に当たっては、これを再生利用し、資源化することを重視し、最終処分場の確保に努めるとともに、処理技術の研究開発について積極的に取り組むこと。

二 一般廃棄物処理施設の設置に関し、地方公共団体の財政的負担を軽減するため、国庫補助の内容の改善充実を図るよう努力すること。

三 産業廃棄物の処理については、不法投棄を防止するため監視体制を強化すること。

四 産業廃棄物の処理は、事業者自らの責任で適正に行うべきであるが、事業所管省庁においても、所要の指導を行うとともに、特に中小企業に対して必要な場合には、適切な助成策を講ずるよう努めること。

五 事業者に対し、廃棄物となつた場合に適正な処理が困難となる製品、容器等の製造、加工、販売等を行わないよう指導を徹底するとともに、適正な処理が困難な製品、容器等については、必要に応じこれを回収、処理させるよう指導すること。

六 廃棄物の処理に当たり、労働災害等の発生を防止するため、関係省庁間の連絡を密にし、所要の指導を行うこと。

昭和五十六年五月七日 衆議院會議録第二十三号

七九八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(定価一部
一一〇円)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 三〇二二
〒105